

# 令和3年度 学校いじめ防止基本方針について

島根県立江津工業高等学校

## 1 学校いじめ基本方針の策定について

この基本方針は、いじめ防止対策推進法および島根県いじめ防止基本方針に基づき本校におけるいじめの防止、早期発見及び対応についての基本的な考え方や対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめとは

双方が本校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識。
- イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校のおいても起りうる深刻な人権侵害」との認識。
- ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識。

## 4 いじめ防止等の対策のための組織の設置

### (1) いじめ防止対策委員会

構成員

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、人権教育主任、教育相談C、特別支援C、関係教員、SCとする。

### (2) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙1に示す。

### (3) いじめ把握時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙2に示す。

### (4) 重大事態発生時の対応

(自死又は重大な障害を負う、精神性の疾患発症、不登校年間30日等)  
いじめ防止対策委員会の構成員に、県教委から派遣された弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、スクールソーシャルワーカー等から適任者が加わる。重大事態と認知した場合の解決に向けた組織的な対応を別紙3に示す。

## 日常時の指導体制（未然防止・早期発見）

### 校長・教頭

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しの良い職場（情報の共有化）
- ・ 保護者・地域との連携

### いじめ防止対策委員会

- ・ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・ 年間指導計画の作成
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 調査結果、報告等の情報整理・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒への支援方針

### 連絡・相談

### 県教育委員会

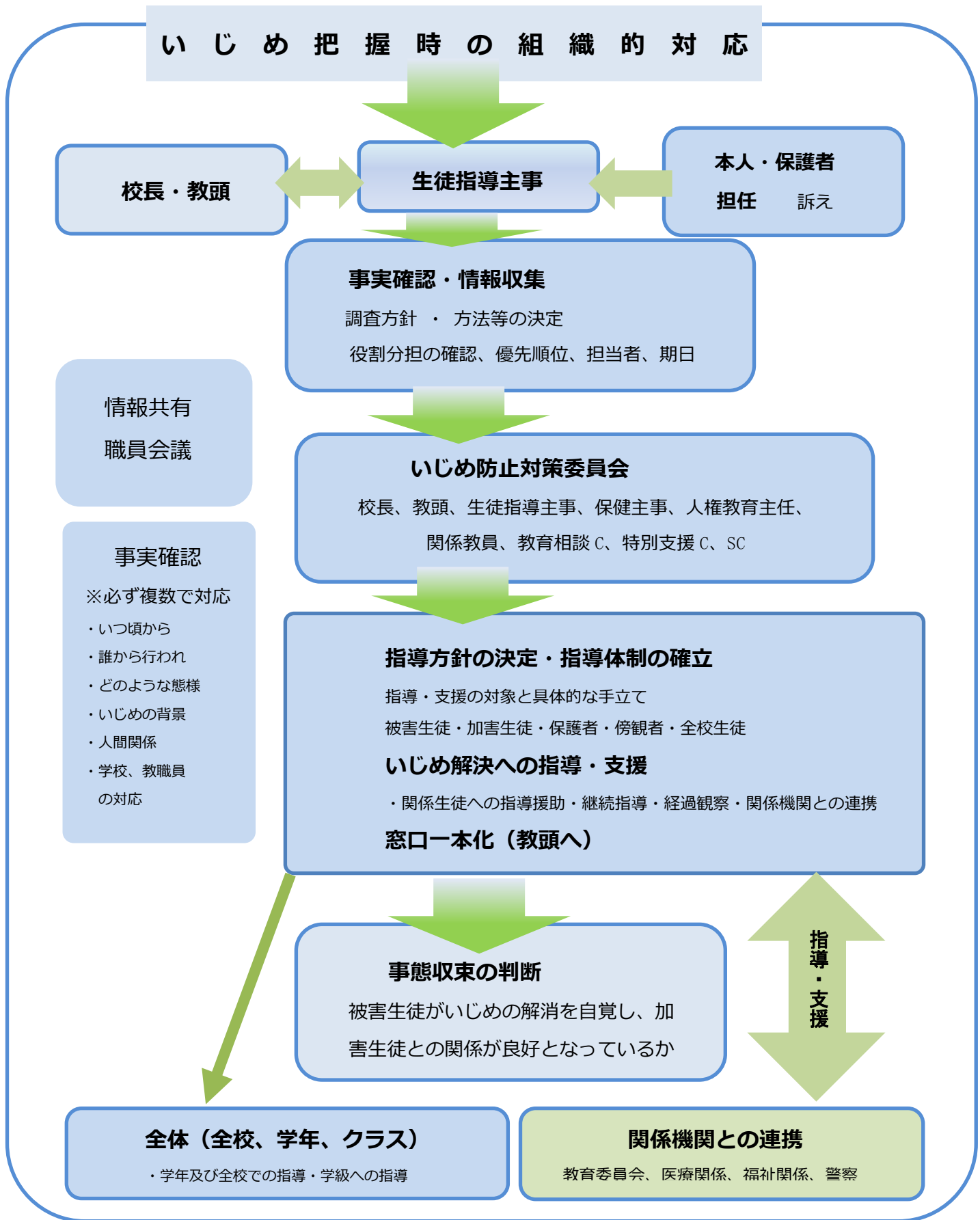
教育指導課  
子ども安全支援室

### 未然防止

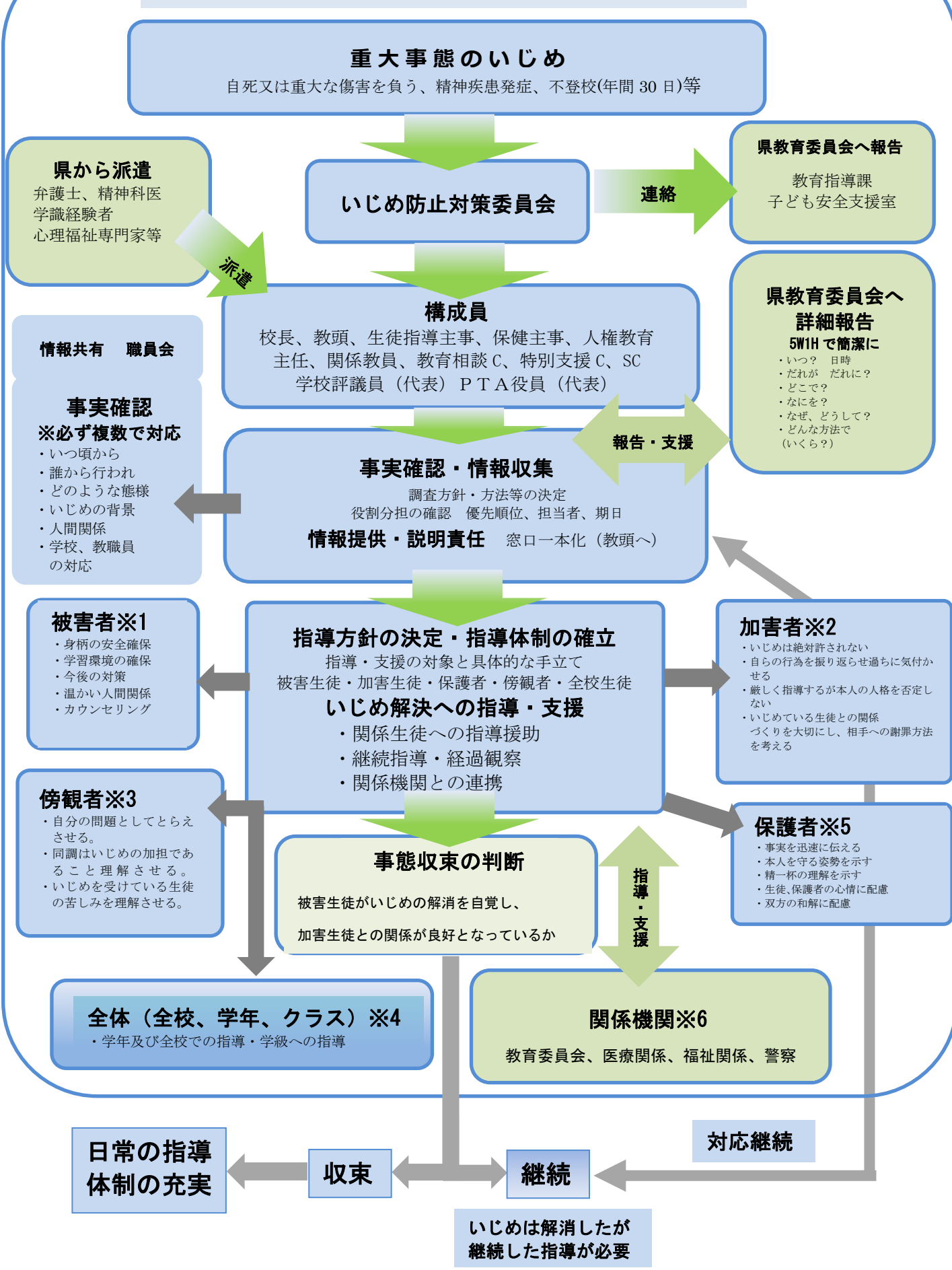
- ◇ 学習指導の充実（教務部）
  - ・ 学びに向かう集団づくり
- ◇ 道徳教育の充実（全教科）
  - ・ 社会規範意識の醸成
- ◇ 体験活動の充実（進路指導部）
- ◇ 人権教育の充実（人権教育主任）
  - ・ 人権意識の高揚
- ◇ 特別活動の充実（生徒指導部）
  - ・ HR活動の充実
- ◇ 情報教育の充実（各学科）
  - ・ 情報モラル教育
- ◇ 保護者・地域との連携（総務部）
  - ・ 学校公開等

### 早期発見

- ◇ 情報の収集
  - ・ 教員の観察による気付き(全教員)
  - ・ 養護教諭からの情報
  - ・ 生徒からの相談
  - ・ 保護者からの相談
  - ・ 地域からの相談
  - ・ アンケートの実施
- ◇ 相談体制の確立
  - ・ 担任
  - ・ スクールカウンセラー
- ◇ 情報の共有
  - ・ 報告経路の明示
  - ・ 職員会議で情報共有
  - ・ 要配慮生徒の実態把握



# 重大事態発生時の組織的対応



# インターネットによる誹謗・中傷等への対応

## 未然防止 (全ての教職員が取り組む)

### 情報教育の充実

- ・教職員の情報モラル指導力の向上
- ・生徒にネットリスク回避能力を身に付けさせる (講話・講演会の開催)
- ・「情報技術基礎」を中心に各教科で情報モラル教育を実施

### ◇ネット社会についての講話 (防犯) の実施

### ◇保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・家庭内におけるルールづくり

## ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・教職員の観察からの気づき
  - ・SNS等 (ツイッター、インスタグラム、動画サイト等) の情報
- (把握が困難なもの (LINE、嫌がらせメール、チャットからの仲間外れ等))

## ネットいじめ把握後の対応

